

議案第 8 号

西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例並びに西脇市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例並びに西脇市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

病院事業に地方公営企業法の全部を適用させることに伴い、所要の措置を講ずる必要があるため。

西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例並びに西脇市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

(西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第1条 西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例（平成17年西脇市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「市長」を「病院事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第5条第2項第3号、第6条ただし書、第7条、第8条及び別表第2中「市長」を「管理者」に改める。

(西脇市看護師等修学資金貸与条例の一部改正)

第2条 西脇市看護師等修学資金貸与条例（平成23年西脇市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

西脇市立西脇病院看護師等修学資金貸与条例

第3条中「市長」を「病院事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第5条、第7条、第8条、第10条第1項、第11条及び第14条中「市長」を「管理者」に改める。

附則第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。